

「情報公開文書」

受付番号：2020-4-132

課題名：慢性閉塞性肺疾患の個別化予防・医療の実現を目指す公開統合ゲノム情報基盤の構築

研究責任者：医学系研究科・教授・山本雅之

1. 研究の対象

東北メディカル・メガバンク計画コホート調査のいちじ二次調査に参加された方で、呼吸機能を判定された方から 500 名

2. 研究目的・方法

【研究期間】

2017 年 12 月（倫理委員会承認後）～2022 年 3 月

【研究目的】

本研究では慢性閉塞性肺疾患（COPD）を標的にして東北メディカル・メガバンク計画で収集した 14 万超の参加者のうち、詳細二次調査での呼吸機能の検査結果のあるものから最大 500 人程度のエキソーム解析、または全ゲノムシーケンス解析を実施いたします。収集されたゲノム情報等を、個々人の体質にあった医療（個別化医療）を目指した統合解析を実施します。さらに、得られた情報を、国内の研究者に向けて公開（分譲）致します。COPD は喫煙などの生活習慣が色濃く関連する疾患ですが、一方で遺伝的素因も関連することが示されております。遺伝要因と環境要因の相互作用で発症する本疾患について個別化医療への先導モデル研究として国内研究者と協力しながら推進します。

【研究の方法】

メガバンク計画のコホート参加者からご提供いただいたゲノムを、全エキソン領域を網羅する配列解読（＝エキソーム解析）、あるいは全ゲノム領域を解読する全ゲノムシーケンス解析によって分析し、遺伝子型を確定させます。これらの個人識別情報は細胞生物学や生化学、臨床医学など多方面の情報と統合的に分析するために、高度なセキュ

リティーを担保した当機構のスーパーコンピュータで内外の研究者がアクセスします。
このスーパーコンピュータ内では個人情報とこれらの情報は紐付けられません。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

試料：一次調査の際に採取した血液サンプル等

情報：詳細二次調査における呼吸機能検査情報。その他、生年月日、ゲノム・オミックス解析情報、血液生化学情報、既往歴、生理学的検査情報等

4. 外部への試料・情報の提供

該当なし

5. 研究組織

該当なし

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 お問い合わせ窓口

〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-717-8078

東北大学東北メディカル・メガバンク事業に協力された方で、本研究に限って試料・情報の利用を希望されない方は、下記までご連絡下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 地域住民コホート室

〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-718-5161

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合